

第 2 0 9 回

杉並区都市計画審議会議事録

令和 7 年(2025 年) 3 月 28 日(金)

会議名		第 209 回杉並区都市計画審議会
日時		令和 7 年(2025)年 3 月 28 日(金) 午前 10 時～午前 10 時 54 分
会場		区役所中棟 5 階 第 3・4 委員会室
出席者	委員	〔学識経験者〕 中井・河島・中川・鈴木 〔区 民〕 二見・渡辺・飯田・小野・江島・武者 〔区議会議員〕 宇田川・横田・松尾・富田・ひわき・川原口・浅井 〔関係行政機関〕 鶴賀
	説明員 (区)	〔都市整備部〕 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・ 参事(道路担当)・管理課長・市街地整備課長・ みどり公園課長 〔環 境 部〕 環境部長・環境課長
傍聴	申請	0 名
	結果	0 名
議事日程		1 審議会成立の報告等 2 委員委嘱に伴う新委員の紹介 3 開会宣言 4 傍聴の確認 5 署名委員の指名 6 議題の宣言 7 議事 〔審議事項〕 議案 1 東京都市計画公園の変更について(案) 第 4・4・18 号 下高井戸公園(杉並区決定) 〔意見聴取〕 意見聴取 1 杉並区景観計画の改定案について 8 事務局からの連絡 9 閉会の辞
審議結果		議案 1 異議なし 意見聴取 1 意見なし

<p>配付資料</p>	<p>◎次第</p> <p>◎議案資料</p> <p>[議案1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都市計画公園の変更について（案） 第4・4・18号 下高井戸公園（杉並区決定） ・参考資料（議案1関係） <ul style="list-style-type: none"> 資料1 当該地及び手続きの概要 資料2 杉並区都市計画公園・緑地総括表 資料3 現況写真及び撮影方向平面図 資料4 周辺の区立公園・緑地等配置図 <p>[意見聴取1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区景観計画の改定案について <ul style="list-style-type: none"> 資料1 杉並区景観計画（案） 参考資料 『第208回都市計画審議会』におけるご意見等への対応状況一覧
-------------	---

第209回杉並区都市計画審議会

(午前10時00分 開会)

三浦管理課長 定刻になりましたので、これから始めさせていただきます。都市整備部管理課長の三浦です。よろしくお願いいたします。

審議会の開会に先立ちまして、審議会成立の報告等につきましてご連絡させていただきます。

恐れ入りますけれども、ここから着座にて進行させていただきます。

本日は、委員21名のうち、現在18名の委員にご出席いただいております。なお、鈴木委員は少し遅れて来られるということです。開会要件であります委員半数以上の出席を満たしておりますので、本会が有効に成立していることをご報告いたします。

次に資料の確認をいたします。本日の資料はあらかじめお送りしてございますけれども、ご持参いただいておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、新任委員のご紹介をいたします。

当審議会委員を委嘱しております杉並警察署長に令和7年2月17日付で人事異動がありました。これに伴いまして、新たに着任されました鶴我署長を当審議会の委員に委嘱いたしますので、ご紹介させていただきます。

鶴我能史委員です。

鶴我委員 2月17日付で着任しました杉並警察署長の鶴我です。どうぞよろしくお願いいたします。

三浦管理課長 どうぞよろしくお願いいたします。

なお、委嘱状につきましては、席上配付とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、会長より開会宣言をお願いいたします。

中井会長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから第209回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行にご協力よろしくお願いいたします。

まず、傍聴の確認を行います。本日の傍聴について、事務局より報告をお願いいたします。

三浦管理課長 本日は傍聴の申出はございません。

中井会長

ありがとうございました。

傍聴受付は事務局で随時行っていただき、その際、傍聴自体は許可ということにさせていただき、傍聴人から、録音・撮影の申出があった場合は、議事の途中になりますけれども、委員にお諮りをするにしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、本日の会議録署名委員でございます。私のほかに、ひわき岳委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

次に、事務局から議題の宣言をお願ひいたします。

三浦管理課長

本日の議題ですけれども、審議事項1件、意見聴取1件の計2件でございます。

まず審議事項ですけれども、議案1「東京都市計画公園の変更について（案）第4・4・18号 下高井戸公園（杉並区決定）」でございます。

次に意見聴取ですけれども、意見聴取1「杉並区景観計画の改定案について」です。

席上に本日議題の諮問文をお配りしてございます。なお、意見聴取1の「杉並区景観計画の改定案について」は、前回の審議会で諮問し、継続審議となっている議題となっております。

それでは、審議のほどよろしくお願ひいたします。

中井会長

ただいまご説明がありましたように、本日は審議事項が1件、意見聴取が1件となっております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

初めに、議案1「東京都市計画公園の変更について（案）第4・4・18号 下高井戸公園（杉並区決定）」でございますけれども、こちらの議案の説明を事務局よりお願ひいたします。

大場みどり公園課長

私から、議案1「東京都市計画公園の変更について（案）第4・4・18号 下高井戸公園（杉並区決定）」についてご説明させていただきます。着座にて失礼します。

まず、説明に入ります前に配付資料の確認をさせていただきます。表紙に議案1として「東京都市計画公園の変更について（案）—第4・4・18号 下高井戸公園—」と記されているもので、表紙を含めて4枚となっております。

そのほかに参考資料をご用意しております。参考資料は、表紙を含め

て5枚でございます。

全てお手元でございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、まず初めに、これまでの手続の概要について、参考資料のほうを御覧いただきながらご説明させていただきます。

参考資料の表紙をめくっていただき、次の「資料1」を御覧ください。

「当該地の概要」は、上の表に記載のとおりになってございます。

下の表の「手続きの概要」でございますが、令和6年10月30日、午後5時から下高井戸おおぞら公園パークステーションIにて、都市計画に関するオープンハウスを開催いたしました。開催に当たり「広報すぎなみ」10月15日号に掲載するとともに、説明会の案内を計画予定地周辺の約1,700戸へチラシを配布してお知らせしております。

オープンハウスには13名にご来場いただき、都市計画公園を追加変更することにご理解、ご賛同いただき、設計、整備を進めていくことになりました。

また、都市計画変更に先立ち、事前に東京都との協議が必要となりますが、今回の都市計画変更の協議について、令和6年12月23日付、都として意見はありませんとの協議結果通知を受けてございます。

案の縦覧は、手続に従い、令和7年2月17日から3月3日までの2週間、区のホームページ及び都市整備部管理課窓口において行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

続きまして、杉並区の都市計画公園・緑地及び今回の計画地の現況と周辺状況についてご説明します。めくっていただき、「資料2」を御覧ください。杉並区の都市計画公園種別ごとの都市計画決定箇所数、面積などを載せた総括表をつけてございます。

続きまして、ページをおめくりいただき、「資料3」を御覧ください。下高井戸公園の現況写真でございます。

追加区域は、公園北西側に位置しまして、都道の荒玉水道道路に接しております。公園西側は、下高井戸おおぞら公園として平成29年に先行開園しており、公園東側におきましては、現在東京都における下高井戸調節池工事のほか、杉並区による公園建築工事が進められております。

次のページになります。「資料4」には、都市計画地周辺の区立公園、

緑地等の状況を示してございます。

下高井戸おおぞら公園周辺には、永福南公園、永福中央公園、玉川上水第三公園等が位置しております。

続きまして、案件の説明に移らせていただきます。議案1の資料を御覧ください。

まず、表紙をめくっていただき、1ページ目に計画図書といたしまして本案件の概要を示してございます。

上の表の下の部分に変更理由を記してございます。変更理由は、計画地西側道路との接道を拡げ、利用者の安全性と公園機能の向上を図るため、東京都市計画公園として計画地の区域を追加変更するものでございます。

公園の名称は、「第4・4・18号 下高井戸公園」です。位置は、杉並区下高井戸二丁目及び永福二丁目各地内、面積は約4.8ヘクタールとなります。

続きまして、議案資料、総括図としてA3判の都市計画図に本公園の位置を示してございます。杉並区の南のほうになります。赤丸で囲った部分に計画地がございまして。

南西方向約500メートルのところに京王線桜上水駅がございまして。用途地域は、第一種低層住居専用地域でございまして。

A4判横の議案資料の公園計画図をつけてございます。計画図は、令和3年版の東京都縮尺2,500分の1地形図を利用しておりますので、施設名や建物の形状は地形図作成時点のものになってございます。

図の左側、赤に黒の斜線でお示ししている部分が今回の追加区域、また緑色の線で囲まれている部分が今回の変更後の計画変更区域となります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

中井会長

どうもありがとうございました。

それでは、この議案につきまして、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

ひわき委員。

ひわき委員

よろしく願いいたします。

今回、都市計画公園を変更するという議案ですが、確認したいことを

幾つか伺います。

この用地は既に購入されているのかどうか、まず伺います。

中井会長 課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 現在、こちらは公社で取得している状況でございます。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 ありがとうございます。土地開発公社で取得していて、この計画変更が行われた後に区がそこを購入する形になると思います。

土地開発公社で公園用地を取得している段階で今回議案として出てきているので、取得後に当該用地に都市計画の網をかけるということだと思います。

一方で、都立和田堀公園は、もともと現状で民有地である状態で既に都市計画の網をかけた後で用地購入を進めていると思うのですが、この手法の相違について確認をしたいのですが、教えてください。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 都市計画をかけるタイミングでございますけれども、おっしゃるとおり都立公園のように広い区域、古くからの都市計画については、既に計画がかかった上で認可を受けて取得していく手法を取っております。

一方で、今回のように公社が取得した後に都市計画をかけるというのは、近年、杉並区で行っているものについては、どちらかというところのほうが多いかなと考えております。ほかの自治体を見ても、どちらの状況もありますが、もともと土地を所有されている方、またはお住まいの方のタイミングでしたり、事業を確実に進めていくというところで、土地購入の承諾を得た上で都市計画をかけて進めていくところが多いかと考えています。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 手法としてどちらも法的に問題ないというか、どちらであっても大丈夫ということだと思うのですが、一方で、用地を取得してから都市計画をかけるという方法だと、公園の用地が最終的にどの範囲になるのか区民が事前に分からないというか、私たちも分からないところかなと思っていて、下高井戸おおぞら公園に関して言うと、今後もさらに敷地を拡大していくことになるのか、それとも今回の変更で公園の敷地として最終的な用地として確定することになるのか、その点について教えてください。

さい。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 公園範囲が最終的にどこになるか分からないというところですけども、今回お話を土地所有者の方とさせていただきまして、特にこの場所につきましては、公園の主な接道となるところで安全上の配慮の観点からも、ここは広く空地として整備する必要があるだろうというところで交渉しているところでございます。

今後につきましては、現時点でこの部分を拡げますという予定はない状況でございます。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 分かりました。ありがとうございます。

昨年3月の都計審でも近接の敷地を購入するという都市計画変更があったと思います。その際も私、指摘をさせていただいたところですけども、この地点というのは荒玉水道道路と接していて、公園の入り口になっていますよね。向かいに運動場と下高井戸の区民集会場があったりして、そここの行き来もあったりする。車もある程度通るところで、公園から入り口を出ると歩道の部分が結構狭いので、すぐに道路になるということで、遊んでいた子どもが向こうに渡ろうと飛び出してしまうような危険性を私も何度か見たことがあるので、こうした形で入り口近く、あるいは道路に接している部分の土地が公園として拡張したということは喜ばしいと思っていますし、安全面で、歩道の部分をもう少し公園側に拡げるとか、そういう形の利用の仕方ができるといいのではないかと前回も提案したところですが、安全面とか入り口、あるいは道路という点から、利用の方法について現時点で考えていることとかがあれば、最後にそこら辺を教えていただければと思います。

中井会長 みどり公園課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 委員ご指摘のとおり、前回お話しした際にも安全のことについてお答えしておりました、当時もお話ししたものとして、横断歩道について、区としても設置の必要性を感じたところではあるのですが、警察と協議したところ、前後の横断歩道の位置関係から設置はできないと回答を頂いているところでございます。

現時点の安全対策といたしましては、例えば、車が公園側に停車する

ことで死角を生んでしまわないように、公園内になりますけれども、ポールを立てて死角を生まないようにする配慮ですとか、また、看板を設置して自動車運転者の方への注意喚起を行っております。

今後につきましては、既に荒玉水道に面して公園として整備している部分があるのですが、基本的にはそれと同じような形状になることを考えています。

ご指摘のとおり、歩行者の方が通れるスペースは一定程度確保した上で整備をする必要があると考えていますので、そのようにしていきたいと考えております。

中井会長 ひわき委員。

ひわき委員 よろしく願いいたします。以上になります。

中井会長 ほかにはいかがでしょうか。

富田委員、どうぞ。

富田委員 私からも何点か確認させていただきます。

今の質疑で、現状、ほかの私有地を取得する予定はないというように受け止められたのですが、公園の形を見ると、民間の住宅などが公園の敷地にぐぐっと入っていびつな計画になっていると思うのですが、特に積極的に交渉はしていないけれども、区に売ってもいいですよという方、ご希望があればご連絡くださいとか、そういう連絡も特にしていないということでしょうか。

中井会長 みどり公園課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 今回の敷地についてもそうなのですが、委員おっしゃるとおり、土地移動のお話があったときには、区としても交渉させていただいて、必要に応じて整備の効果を考えて上で公園として整備するかを判断していくことになると考えています。

中井会長 富田委員。

富田委員 そうすると、今後、住んでいる方々の状況によっては、公園はもう少し広がる可能性はあると思っていてよろしいのでしょうか。

中井会長 課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 現時点でお話はないところですがありますけれども、お話があった際にはご相談をすることになると考えております。

中井会長 富田委員。

富田委員 了解しました。またそういうときは都計審にかけられるということで
すね。

最後に、今回追加されたこの土地の整備は、どう行って、いつごろ供
用できるのか、その辺のスケジュール感を教えていただければと思いま
す。

中井会長 みどり公園課長、どうぞ。

大場みどり公園課長 整備の形態といたしましては、何か構造物、大きな物を造るという
ことではなくて、入り口としての整備、現在、荒玉水道側に整備してい
る区域と同じような形での整備を予定しております。

時期といたしましては、今、おおぞら公園東側の拡張整備を進めてお
りますけれども、その期間内に合わせて行うと考えております。

中井会長 ありがとうございます。

ほかには。横田委員、どうぞ。

横田委員 よろしく願いいたします。

私からは、手続の概要ということで、オープンハウスが令和6年10月
30日、先ほど、午後5時からというお話でした。13名が来られたという
お話でした。これは平日の水曜だと思えるのですけれども、平日の午後5
時は働いている方には伺うのが難しいと思うのです。これは土日にやる
とか、そういう検討はなかったのでしょうか。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 この点につきましては、ご指摘のとおり、土日という選択肢も考え
たところではございますけれども、まず、夕方というところ。また、こ
の情報について、以前、南側の敷地拡張を行った際もそうだったので
すけれども、当日配付した資料ですとか展示したものを情報発信するとい
う形で補わせていただいております。

中井会長 横田委員。

横田委員 検討はしたけれども、平日の5時というのは、なかなか。せめて7時
とか、働いている人にも来られるような配慮があると。13名というのは
ちょっと少ない印象もあるのですけれども、いかがでしょうか。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 こちらは5時から8時まで開催しておりますので、また、オープンハ
ウス形式で行っておりますので、最初からいないと分からないというも

のではなくて、ご都合のよい時間帯にいらしていただければ、そこでご説明させていただくという手法を取らせていただきました。

横田委員 あと、1,700 戸に配布したということだったと思うのですが、これは足りているという印象なのでしょうか。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 こちらにつきましては、他の公園においてもそうですけれども、この区域から 250 メートルの範囲というところ、影響がある範囲というところで区切らせていただいて設定しているところでございます。

中井会長 横田委員。

横田委員 あと、意見の提出が 0 件ということで、これはいかがでしょうか。もう少し関心を持っていただくという努力がいかがだったのかなという印象を持つのですけれども。

中井会長 みどり公園課長。

大場みどり公園課長 この手続につきましては、この公園に限らず他にも同じ状況でございますけれども、ホームページや広報でお知らせした上で周知を図っております。この件に関して、特段何か不足していたところではないと考えております。

横田委員 分かりました。

中井会長 ありがとうございます。

 ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

 それでは、本件は議案でございますので、お諮りいたします。

 議案第 1 号「東京都市計画公園の変更について（案）第 4・4・18 号下高井戸公園（杉並区決定）」につきましては、原案のとおり決定することということでご異議ございませんでしょうか。

 （「異議なし」の声あり）

中井会長 ありがとうございます。異議ないものと認めます。よって、本案は原案どおり決定することといたします。ありがとうございました。

 次に、意見聴取 1 に移りたいと思います。こちらは継続審議となっております「杉並区景観計画の改定案について」でございます。まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

 市街地整備課長、どうぞ。

土田市街地整備課長 本計画は、昨年 10 月に本審議会及びまちづくり景観審議会におきま

して、素案を提示し、ご意見を頂いたところでございます。その後、パブリックコメントを実施いたしております。期間は12月3日から1月6日。意見の提出件数は12件、延べ46項目を頂きました。

その後、パブリックコメント等のご意見を踏まえまして、修正を加えたものが本日お示ししております景観計画案でございます。

初めに、参考資料を御覧ください。前回の本審議会で頂きましたご意見に対しての対応状況を一覧にしております。

主なものを申し上げますと、番号を一番左に振っていますが、1番、3番、7番、12番、こちらは樹木の保全、屋敷林等の維持や保全、また、グリーンインフラの取組についてのご意見を頂いております。複数ご意見を頂きましたので、みどりの保全に対する現状の把握とか課題の認識を共有するための記載を追加しております。

ただ、具体的な取組についてもご意見を頂いたところはございますけれども、こちらについては、現在改定を進めております「みどりの基本計画」の中で今後検討していきたいと考えておりますので、ご了解いただければと思います。

次、9番でございます。写真についてのご意見を頂きました。素案の段階では、古いものとか掲載していたところはございますけれども、今回新しいものに差し替えてございます。また、資料編もイラストを多数載せておまして、こちらより分かりやすく丁寧な表現ができるようにという考えを持って、魅力的な配置、皆さんに手に取って読んでもらえるような工夫をしております。

また、17番でございます。こちらは、改定に当たっての記載は非常に重要だというご意見を頂きました。そういったご意見を踏まえまして、本編の4ページに、ページを割いて記載しております。

その他、多数ご意見を頂いた中で、文章の表現の修正ですとか用語の説明をもう少し加えてほしいなどのご意見を頂いたので、そちらも併せて修正を加えてございます。

また、パブリックコメントでのご意見ですけれども、主に本編第6章で、景観計画が非常に分かりにくいものでございまして、制度の仕組みですとか景観形成基準の役割といったものの説明が不足しているのではないかとご意見を頂き、一般の区民の方にとっては難しいのでは

ないかというご意見を頂きましたので、ここについては、見出しをつけるのですとか、より丁寧に平易な表現を用いて説明を加えるなどしたところでございます。

その他、届出や勧告の制度の説明、また、地図に関する表記についてのご指摘を頂いたところでございまして、こちらも修正をして、以前よりは見やすくなっているのではないかとこのところでございます。

また、全体を通してですけれども、非常にたくさん頂いたご意見を参考にしまして、同様の趣旨で直接指摘を頂いていないところも丁寧に適切な説明が必要だと判断しまして、修正を加えてございます。今回、改正で目指しているところの1つの目的が、事業者だけではなく、できるだけ広く区民の方に読んでいただけるもの、そして理解しやすいものを目指してございまして、そういったことを念頭に編集を心がけたところでございます。

最後に、今後の予定です。本審議会で皆様からご意見を頂いた後、区内部で意思決定を諮りまして改定としたいと考えてございます。また、その後の周知に関しましては、この計画の概要版ということで、できるだけ一般の区民の方がちょっと手に取って興味を示してもらえるようなパンフレット等を作成して、施設等にお配りしたり、ホームページなどでご案内したいと考えているところです。

私からは以上です。

中井会長

どうもありがとうございました。

それでは、こちらは質疑に入りたいと思います。本日、時間は十分ございますけれども、お一方の質問が長くなるようでしたら、私のほうでほかの方に代わっていただくようにしたい、後に回って周っていただくことにさせていただければと思います。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、コメントがございましたらお願いしたいと思います。

宇田川委員、どうぞ。

宇田川委員

様々ご改定いただいたということで、ありがとうございます。大変恐縮で心苦しいのですけれども、ご意見と対応の9番で、前回、私もできるだけ写真等を新しくしてほしい、会長からもアップデートしていきましょうというお話があった中で、前回と見比べながらすごくよくなって

いるし見やすくなっているというところと、1点、ご検討いただければというところが、荻窪三庭園だと思うのですけれども、私が見る限り荻外荘の写真が見つけられなくて、例えば、大田黒公園も非常に素晴らしい公園で、紅葉も素晴らしいし、春先の緑も素晴らしいということなので、22 ページに大田黒公園の写真が大きくありまして、その後が 113 ページにまた大田黒公園が景観重要公園というところに出てまいります。その後ろのページに角川庭園の幻戯山房が出てくるのですけれども、令和7年を迎えまして、せっかく改定する中で荻外荘がないというところがどうなのかなというところがまず1つあるので、お答えいただければと思います。

中井会長 市街地整備課長、どうぞ。

土田市街地整備課長 ご意見どうもありがとうございます。確かに大田黒が2つ載っているところはありますので、荻外荘の写真、せっかくオープンしたというところもありますので、差し替えられれば考えたいと思います。ありがとうございます。

中井会長 宇田川委員。

宇田川委員 ありがとうございます。

荻外荘は国指定の史跡になっているので、建物として、今後区が、例えば重要建物みたいな形にしていくのかなど、今後の連携性を考えていただきながら、差し替えるとなると 22 ページか 113 ページしかないのかなと思っているので、その辺りも鑑みながら、杉並区が今後の荻外荘の建物をどうしていくのかみたいなのところもお考えいただきながら写真の配置等を考えていただければ幸いです。

以上です。

中井会長 どうもありがとうございました。

では、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

武者委員、どうぞ。

武者委員 武者です。今回修正いただいたのですけれども、私は全く目が見えないということもありますけれども、視覚障害という意味では、多分、潜在的に非常に大勢のロービジョンという方がいらっしゃるのです。そういう方も含めて、私もそうですが、一般の区民としてこの資料を読むわけです。そのときに、ちゃんとアクセシビリティPDFであってとか、

あとは文字とか強調部分の色味の問題とかをちゃんとJ I Sに基づいてちゃんと読めるようにしてほしいということがあります。

前回、私はパブリックコメントで書きましたけれども、まず、読めない人がいるという段階で区のサービスはどうなのかということがありまして、個人的にテキストファイルの形で頂いたのですけれども、テキストファイルをわざわざ作るのではなくて、ちゃんと最初からアクセシブルなPDFを作って、全区民に対して同じ精度のものをできる限り提供することが基本ではないかと。その辺はどうお考えでしょうか。

中井会長 市街地整備課長。

土田市街地整備課長 視覚障害の方に対してPDFの提供が、パブリックコメントの段階でこちらのアクセシビリティが不十分だったということで、大変ご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。今後、その辺りの情報の提供の仕方は、我々所管できちんと把握した上で情報提供、公表等をしてまいりたいと考えてございます。大変申し訳ありませんでした。

中井会長 武者委員。

武者委員 申し訳ないではないのです。とんでもないなのです。これは、今、合理的配慮という話があります。合理的配慮の前に、まず環境整備として、これと同じものを届けるように努力することを考えるのが基本であって、合理的配慮はあくまで環境整備でできなかったことを埋めるものであるもので、そういう意味でも、最初からアクセシビリティPDFにしましょうでJ I Sにもありますし、ウェブアクセシビリティから今はどんどんデジタル方向に進んでいて、海外ではウェブアクセシビリティという言葉はなくなってしまっていて、デジタルアクセシビリティという考えになっている中で、いまだに「視覚障害者の方には」ではなくて、そういうところもまず別物として考えるのではなくて、区民の一部として、身体障害者手帳を持っていないロービジョンという方がたくさんいらっしゃるという現状を踏まえて、その辺の色味の問題も含めてちゃんとアクセシビリティにする、キャプションもちゃんとつける、という最初からそういう取組をすることをまず考えて、今回のようにテキストファイルを改めて作り直すということではなくて、最初から1つのものとしてできる限り多くの人と同じものを共有できる形に持って行ってほしいと思うのですけれども、その辺、今回はどうお考えでしょうか。実際、どの

ように処理される予定でしょうか。

中井会長 市街地整備課長。

土田市街地整備課長 今回は、このレイアウトを作成するに当たって、こちらで通常使用しているPDFから修正をしたバージョンで提供してしまったというところがございまして、改めてテキストを作成して、後日提供したという経過がございます。

ただ一方で、区としましては、通常、広報課で管理はしておりますけれども、所管で作成したPDFにつきましては、自動的にテキストで視覚障害の方についても情報にアクセスできるような形で提供できるように体制を整えているというところがございますので、今後につきましては、この景観計画におきましてもそういった対応でしていきたいと考えております。

中井会長 武者委員。

武者委員 度々すみません。では、これが正式に公開されるときには、全く問題ない状況になると思ってよろしいのでしょうか。あらかじめ確認したほうがいいのでしょうか。

中井会長 市街地整備課長。

土田市街地整備課長 そのように対応してまいります。

武者委員 ありがとうございます。

中井会長 多分、景観計画だけではない問題だと思いますので、ほかの計画でも障害のある方のアクセシビリティの問題は大変重要な指摘だと思いますので、本件につきましては、ただいまのような答弁でよろしいかと思えますけれども、区、それから議会も含めてしっかりとご議論いただければと思います。どういう対応をしていくのが適切かということも含めてお願いしたいと思えます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

富田委員、どうぞ。

富田委員 前回、いろいろ意見を出させてもらいまして、対応していただきありがとうございます。冊子も印刷してもいい形のもので手元に資料が来て、読ませていただいて、写真もたくさん、イラストもたくさん、とても見やすくなっていると思えます。

正直、前回手渡された資料の状況だと、イメージ的にも中身を確認す

るのが難しかったと思うのです。河島さんから前回指摘があつて継続になったと思うのですけれども、前回も資料の出来具合は、毎回こういう計画のときにあれぐらいのものを都計審に出しているのですか。それとも、まだまだドラフトの段階で前回資料として渡されたものがこれから手を加えるというイメージのものだったのは、今回の景観計画だけの話なのか、それともほかの計画もあれぐらいのレベルで都計審にかけられているのか、その辺はどうなのですか。

中井会長 市街地整備課長。

土田市街地整備課長 ほかの計画については、いろいろな対応があると思うのですけれども、景観計画につきまして、今回、おっしゃったドラフトの段階でお示した意図としましては、都市計画審議会での意見聴取というものが法律に定められているところがございまして、逆にドラフトの段階で、できるだけ早い段階で皆さんからのご意見を頂きたいという趣旨がございまして、ご意見を頂いた上でブラッシュアップして、今回のようにブラッシュアップしたものに対してまたご意見をいただくと、そういったやり取りができるといいという判断で出させていただいたところでございます。

中井会長 富田委員。

富田委員 分かりました。では、前回と今回と2回にわたって意見を求めていたのは、趣旨にのっとったやり方ということですね。

冊子の作りについて、1つ確認したいと思います。

A3判の地図が見開きのページになって見やすくなったと思うのですけれども、96ページで「建築物等の色彩基準」、これはA3の紙が1枚入って三つ折りになっている。これは中身の話ではないので些細なことですけれども、冊子として印刷して作る場合、このページは見開きにせず、こういう三つ折りでここに差し込まれる感じになるのですか。その辺はどうなのですか。

中井会長 市街地整備課長。

土田市街地整備課長 その予定でございます。事業者の方に、今までこういった形で見せて、理解しやすいというご意見を頂いているところなので、というところですよ。

富田委員 分かりました。

中井会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、河島委員。

河島委員

前回の意見聴取がこの議案として出てきたときに、私も非常に熟度が十分でないと感じましたので、その場で都計審としての判断を出すことはまずいのではないかという意見を申し上げて、その時点では都計審としては継続審議となり、その後、パブリックコメントの段階に入って、それで意見が区民に広く聴取される、そういう段階になったということで、私もそのときに膨大な量の意見を出したのですけれども、今回の修正されたものを拝見すると、一つ一つ丁寧に、それらに対応していただいて、全体の完成度は、前は10月でしたか、最初に付議されたときに比べれば、はるかにレベルアップしているし、このくらい水準に達すれば、都計審としてこれでいいかどうかという判断をきちんとお返しすることができるものになっているかなと。その点については、この景観計画の改定を担当された皆さんの努力を評価したいと思います。

ただ、今、富田委員からお話があった中で、前回付議されたときに都計審が答えを出してしまったら、そういうレベルの段階の都計審の意見でしかないものになってしまうわけで、一度意見を出して、再度、2回目の意見聴取をするかということ、恐らく区政の進め方としては、しないのではないかな。

もし、そういう早い段階で、都計審の最終的な意見ということではなくて、都計審委員の意見を聞いたかったのだということであれば、報告事項でその場で都計審総体としての意見を聞くわけではなくて、委員の意見を広く、都計審委員の立場から聞かせてほしいというのだったら、報告事項でやればできる。そういう面では、私は、前回のような資料で意見聴取をしようとしたというのは、進め方として前例としてはあまりよろしくない、前例にすべきものではなかったのではないかと思います。今の答弁だと、意見聴取を2回繰り返す、そういうことでもいいと思ったのだということのようなので、それについてはちょっと違うかな。意見聴取は、本当に都計審としてどうなのでしょうかと、これでいいですかということを知るときは、それなりの熟度をもったものをご用意して出していただくべきだと私は思いますので、その点は一言。

今回の付議されたものに対して、私は賛成の立場ではありますけれども、進め方については一言申し上げさせていただきます。

中井会長 ありがとうございます。

これは事務局のほうで何かございますか。

管理課長、どうぞ。

三浦管理課長 区でこういった行政計画を改定とか、作成するに当たって、今回みたいに審議会に意見を聴取するというケースがほかにもあったりしますけれども、確かに今の指摘のように、最初に出したときに様々な意見があることは当然想定されることですので、そのことも踏まえて、その場で意見を聞いて、修正してパブリックコメントとかそういうことではなくて、その部分の期間を少し踏まえて今後の進め方について考えてまいりたいと思います。

中井会長 ありがとうございます。

参考までに、多分、協議事項が都計審にはあるはずなので、大抵の自治体では協議事項をやっていて、都市計画の決定に向けた議決をする前に、数回そういうことをやるような自治体もございますので、今回は、法律上決められた意見聴取ということで、それとはちょっと違う枠組みでの議題の立て方があるのではないかというご指摘かと思います。よろしくご検討いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、浅井委員、どうぞ。

浅井委員 河島委員の後で大変申しわけありません。3つほどあるのですが。質問だったり。

この計画の中の地域ごとの図があると思います。その中で、凡例で農地とか屋敷林とか商店街とかいろいろ描かれていると思います。例えば、19 ページで、杉並のまとまった緑は、屋敷林と社寺林だと私は思っているのです。そういう意味でいうと、西荻地域の大きな社寺林というか寺社林というか、井草八幡とか荻窪八幡とか、そういうところをマークしたほうがいいと思って見させてもらいました。「寺社」という表現にはなっているのですがけれども、私は屋敷林と中黒で寺社林として図のところにマークしたらどうかと思いながら見させてもらいました。検討してもらえばいいかなと。

それから、41 ページ「現状と課題」のところの「景観づくりの実績」があると思います。42 ページに年表で景観にまつわるいろいろな取組などが書かれておりますけれども、上のほうに行くと、「大田黒公園周辺地区 景観まちづくりニュースの発行」と「中杉通り沿道周辺地区 景観まちづくりニュースの発行」と書かれているのですが、ニュースを作るということではなくて、まちに入って各々の地区でまちづくりの取組をしていたと思うのです。区は地元からまちづくりの提案を頂いていると思いますので、それは年度をどこかに入れたほうがよろしいかと思いました。あと、大田黒と中杉通りの取組は、多分、大田黒のほうが先ですから、ニュースも先に来るのだらうと思っています。この辺のところはよく調べていただければと思います。

それからもう 1 つ、これは質問ですけれども、43 ページ「まちなみ」という言葉なのですが、これは 4 文字で平仮名にされていますが、杉並区のまちづくり基本方針で同じような表現だったか、「まち」が平仮名で、「なみ」は杉並の「並」とかにしてなかったか。逆にいうと、「まちなみ」とイメージしたときに、4 文字の平仮名ではなくて、連なっているイメージのほうが、私は漢字を入れたほうがいいかなと。ただし、まちづくり基本方針と整合性を取ったほうがいいのかもしいですけれども、景観という意味でいうと、4 文字の平仮名ではないほうがイメージ的にはいいかなと思いつつながら、この辺のところはどうなのですかね。

中井会長 最後のご質問事項です。

市街地整備課長。

土田市街地整備課長 今、確認をしたところ、平仮名になっているそうです。

中井会長 浅井委員。

浅井委員 ありがとうございます。そういえば、まちづくり基本方針の見直しの際にも同じ話を区にさせてもらいました。分かりました。

言葉には意味があつて、隣のページの「みどり」も平仮名を使っているのではないですか。杉並区は、平仮名の「みどり」はどういうことで平仮名の「みどり」を使うという規定を、先ほどちょっと話があったみどりの基本計画で説明をしていると思うのです。その辺のところは、それこそ景観づくりという話でいうと、みんながイメージできることがいいのかなと多いながらちょっと話をさせてもらいました。

以上です。

中井会長

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、今回、意見聴取ということでございます。修正あるいは差替えのお願いのような意見は、写真と図の一部に留まっていたかと思えます。あとは年表の事項ということなので、改定案に対して意見はございましたけれども、案の構成、内容等の基本的な事項についてははなかつたので、基本的事項については審議会として、特段異論がないということで区長に答申させていただきたいと思えます。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長

ありがとうございます。

ただいまの意見についても、事務局で適宜修正をしていただいて、私が最終的な確認をさせていただくという形にさせていただきたいと思えますので、それでご了承いただければと思えます。

それから、武者委員がご指摘された点は、大変貴重かつ重要なことだと思いますので、こちらは事務局の、区全体にもかかわるお話ですので、単にこの都市計画関連だけではなくて、そちらも含めて、議会の皆さんも含めてしっかりと議論して対応していただければと思えます。どうぞよろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

それでは、ご了承いただいたとおりで区長に答申することといたします。ありがとうございました。

以上で本日の議題は全て終了でございます。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいいたします。

三浦管理課長

本日は、ご審議及び貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

今年度は、当審議会の円滑な議事運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。来年度においても、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

次の開催ですが、まだ日程が決まっておらず、決まりましたらご連絡いたします。

以上、事務局からの連絡とさせていただきます。

中井会長

どうもありがとうございました。

次回はもちろん、来週は次年度ですので、次年度ということになりますが、日程等については未定ということでございます。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。これで第 209 回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。皆様、ご審議どうもありがとうございました。

(午前 10 時 54 分 閉会)

— 了 —